

年 月 日

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請書

弘前市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

- 1 適合判定通知書番号
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

建築物エネルギー消費性能確保計画変更軽微変更該当証明書

建築主 様

弘前市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

年 月 日

取 下 書

弘前市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定に基づく下記の申請については、これを取り下げます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当：建設部建築指導課
電話：40-7053

年 月 日

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

弘前市長 様

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめたいので、申し出ます。

- 1 適合判定通知番号
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 適合判定に係る建築物の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当：建設部建築指導課
電話：40-7053

是正措置命令書

様

弘前市長 印

下記の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定により、是正に必要な措置を命じます。

記

- 1 適合判定通知書番号
第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 適合判定に係る建築物の位置
- 4 是正に必要な措置の内容
- 5 是正の期限

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

弘前市達（建指）第 号
年 月 日

計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の指示書

様

弘前市長 印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置を指示します。

記

- 1 提出年月日
年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置の内容

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

担当：建設部建築指導課
電話：40-7053

弘前市達（建指）第 号
年 月 日

計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の指示書

様

弘前市長 印

下記の建築物の建築に関する届出について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定により、届出に係る計画の変更その他必要な措置を指示します。

記

- 1 届出年月日
年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 届出に係る計画の変更その他必要な措置の内容

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

担当：建設部建築指導課

電話：40-7053

弘前市達（建指）第 号
年 月 日

指示に係る措置命令書

様

弘前市長 印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定により、 年 月 日付第 号の指示に係る措置をとるべきことを命じます。

記

- 1 提出年月日
年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置の内容
- 4 措置の期限

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

担当：建設部建築指導課
電話：40-7053

弘前市達（建指）第 号
年 月 日

指示に係る措置命令書

様

弘前市長 印

下記の建築物の建築に関する届出について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定により、 年 月 日付第 号の指示に係る措置をとるべきことを命じます。

記

- 1 届出年月日
年 月 日
- 2 届出に係る建築物の位置
- 3 届出に係る計画の変更その他必要な措置の内容
- 4 措置の期限

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

担当：建設部建築指導課
電話：40-7053

弘建指発第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書

様

弘前市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定により、下記の建築物について報告を求めます。

記

- 1 提出（届出）年月日
年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 報告を求める内容
- 4 報告期限

年 月 日

報 告 書

弘前市長 様

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

年 月 日付け第 号で通知のありました件について、下記のとおり報告します。

記

- 1 提出（届出）年月日
年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 報告を求められた内容
- 4 報告内容

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。